

三重県へ移住される方へ 移住支援金



最大 **100万円**
支給します。(単身は60万円)

主な支給要件 ※詳細はホームページをご覧ください。

移住元要件

東京23区の在住者 又は

東京圏在住で23区への通勤者

移住先要件

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町 (三重県内29市町のうち25市町)

に移住、かつ、以下のいずれかに該当

1. マatchingサイトに移住支援金の対象として掲載された求人^Qに就業した方
みえの仕事マatchingサイト で検索！
2. プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マatching事業を利用して就業した方
3. 東京圏在住の会社員等が本人の意志により移住し、引き続き移住元での業務をテレワークで行う方
4. 事前に移住先の市町や地域の人々と関わりを有し(関係人口)、当該市町が本事業における関係人口と認めた方

※上記2、3、4は、令和3年4月1日以降に転入された方が対象となります。



↑マatchingサイト↑



↑プロフェッショナル人材↑



↑移住支援金申請要件↑

申請の流れ

移住支援金対象法人に就業

※表面の移住先要件の1及び2の場合のみ。

住民票の異動

就業後3か月以上

移住後3か月以上

移住先市町へ
移住支援金の
申請手続き

移住後1年以内

支援金支給

転出した場合等、
全部又は一部の
返還あり

移住後5年未満

お問合せ先

移住先要件は移住先市町によって異なりますので、詳細については下記市町担当課へお問い合わせください。

市町・担当課・電話番号

津市 商業振興労政課 059-229-3114	四日市市 観光交流課 059-354-8286	伊勢市 企画調整課 0596-21-5510	松阪市 地域づくり連携課 0598-32-2515	桑名市 商工課 0594-24-1199
鈴鹿市 住宅政策課 059-382-7616	名張市 地域活力創生室 0595-63-7782	尾鷲市 政策調整課 0597-23-8116	亀山市 都市整備課 0595-84-5770	鳥羽市 企画財政課 0599-25-1227
熊野市 市長公室 0597-89-4111 (内線313)	いなべ市 住宅課 0594-86-7809	志摩市 商工課 0599-44-0010	伊賀市 地域づくり推進課 0595-22-9680	東員町 政策課 0594-86-2811
多気町 企画調整課 0598-38-1124	明和町 まちづくり戦略課 0596-52-7112	大台町 企画課 0598-82-3782	玉城町 総務政策課 0596-58-8200	度会町 みらい安心課 0596-62-2423
大紀町 商工観光課 0598-86-2243	南伊勢町 まちづくり推進課 0599-66-1366	紀北町 企画課 0597-46-3113	御浜町 企画課 05979-3-0507	紀宝町 企画調整課 0735-33-0334

制度に関する
お問合せは

三重県庁 地域支援課
059-224-2420
chiiki@pref.mie.lg.jp

三重県への移住情報は
ええとこやんか三重



で検索！ええとこやんか三重HP 移住支援金申請要件